

百年企業研究会 会則

(目的)

第1条 本会は「一流」を目指す集団である。

(名称)

第2条 本会の名称を「百年企業研究会」とする。

(事業内容)

第3条 本会は第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 例会、特別例会、外部講師の招聘など、随時、実施する。
2. 事業内容は、会員の総意をもって決定する。

(会員)

第4条 会員は本会の目的に賛同する中小企業経営者などをもって組織する。

1. 会員は、正会員、聴講生で構成する。

(遵守事項)

第5条 会員は以下の事柄を遵守しなければならない。

1. 会員は、信義を旨とし、本会の活動に積極的に参加するとともに、本会で知り得た企業情報を未来永劫、他に漏らしてはならない。
2. 例会の欠席は認めない。ただし、疾病ややむを得ない事情が生じた際には、代表幹事に相談の上、承認を得れば欠席を認める。

(休会)

第6条 やむを得ない事情がある場合は、代表幹事に相談の上、休会することができる。

1. 休会ができるのは正会員のみであり、聴講生は休会できないものとする。
2. 休会期間が半年以上となるときは、1年以内に例会に出席し、近況報告をする。
3. 休会を延長するときは、その理由を説明し、会員の賛同を得られない場合は退会とする。

(役員)

第7条 本会は次の役員を置き、任期は定めない。

1. 代表幹事、幹事（若干名）、事務局長、事務局員（会計担当 含む）
2. 幹事会は、必要に応じて開催する。

(会費)

第8条 1ヶ月当たり 3,000 円（年間 36,000 円）とする。

1. 会費は6か月前納とする。毎年4月、10月に徴収する。
2. 途中入会者は、入会の月から月数で徴収する。
3. 聴講生の会費は半額とする。（大学生は無料）

4. 休会者の会費は、休会より半年間は半額とし、半年以降は満額とする。休会を延長する場合も引き続き満額とする。

(活動期間)

第9条 毎年4月1日から、1年間をもって事業年度とする。

(開催日)

第10条 本会の開催日は毎月第2木曜とする。ただし、1月と8月については、第3木曜とする。

(その他)

第11条 本会則に定めなきことについては別に定める。

(会則の改訂)

第12条 出席者の3分の2以上の同意を得て行う。

付則：本会則は、平成27年3月1日から施行する。

改訂1は、平成29年11月9日から実施する。

改訂2は、平成30年5月10日から実施する。

改訂3は、令和1年10月1日から実施する。

改訂4は、令和2年1月1日から実施する。